

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成26年6月11日京都市条例第6号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

1 次のとおり上京福祉事務所の位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市上京区上立売通大宮東入幸在町689番地

変更後の位置 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地

2 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）の施行により母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。ただし、2に関する部分は平成26年10月1日から施行することとしました。

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 6 号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

別表上京福祉事務所の項中「京都市上京区上立売通大宮東入幸在町689番地」を「京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町285番地」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)